

佐倉市防災アセスメント調査等業務委託

技術提案仕様書

佐倉市危機管理部危機管理課

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、佐倉市（以下「本市」「発注者」という。）が実施する「佐倉市防災アセスメント調査等業務委託（以下「本業務」という。）について受注者に適用される主要事項を示すものとする。

2 目的

本業務は、平成24年度に「佐倉市防災アセスメント調査」（以下、「アセス調査」という。）を実施し、この調査を基に本市の災害対策の基本である「佐倉市地域防災計画」や「地区別防災カルテ」を作成している。しかしながら、調査から10年以上が経過し、現状の建物・人口等が反映できていない課題がある。

昨今、大型台風や地震等の大規模災害が頻繁に発生しており、震災時の被害予測や自治体対応の重要性は益々高くなっている。

本業務は、千葉県が実施している最新の「千葉県地震被害想定調査」（以下、「千葉県調査」という。）等を基に、本市に大きな被害をもたらす可能性のある自然災害等について、市民の安全と安心して過ごせるまちづくりを実現させるため、最新の科学的知見と地域社会に関する最新のデータに基づく被害想定調査等を実施し、これらのデータを、本市の実態に即した「佐倉市防災アセスメント調査報告書」及び「佐倉市地域防災計画」の改訂を行うことを目的とする。

3 基本方針

- (1) 市民にわかりやすく、関連資料に利用しやすい被害想定とする。
- (2) 最新の知見と社会情勢を踏まえた被害想定とする。

4 会社及び配置予定技術者について

受注者はこれまでの実績や知見を以って本業務を遂行することとする。また、直接かつ恒常的な雇用関係がある者を管理技術者、照査技術者、担当技術者（以下、「技術者等」という。）に選任すること。技術者等の変更は原則認められないが、やむを得ない事由が生じた際は、発注者の承認を得た上で同等以上の技術者へ変更することができる。

5 対象地区

佐倉市全域とする。

6 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

7 疑義

本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項で、本業務の遂行上必要と認められるものについては、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。

8 本仕様書の取り扱い

本仕様書は、業務遂行にあたって想定される最低限の必要事項を掲載している。公募型プロポーザル実施により、目的の達成に向けて優れた提案があった場合には、計画協議を踏まえ、その内容を追加又は変更して契約仕様書とする場合がある。

第2章 業務概要

1 業務概要

本業務の業務概要は、以下の通りとする。

(1) 基本事項

- ① 計画準備
- ② 打合せ協議
- ③ 資料収集・整理

(2) 防災アセスメント調査

(3) 地区別防災カルテの作成

(4) 地域防災計画の改訂

2 計画準備

本業務の計画準備は、本業務の目的等を理解し滞りなく業務を進めるため、実施体制及び工程表、留意事項等を整理し、契約締結後に実施計画書に取りまとめるものとする。

3 打合せ協議

本業務の打ち合せ協議は、着手時、中間報告（2回）、納品直前等の4回を必須とするとともに、必要な時点及び本市の求めに応じて実施するものとする。その他、必要な時点及び発注者の求めに応じて電話、e-mail、Web会議等により、適宜行うものとする。

また、打合せ内容の記録として、打合せ終了後速やかに議事録の作成を行い、発注者に提出し、承認を得るものとする。

4 資料収集・整理

本業務の資料収集・整理は、本業務に必要な資料データを収集するものとする。

5 防災アセスメント調査

(1) 地盤情報の整理

地震動及び液状化の予測等を行うために用いる地盤情報は、発注者を通じて提供される千葉県調査で整備されたデータに基づくものとする。なお、千葉県調査における地盤情報は、250mメッシュで整備されているが、本調査においては50mメッシュでの予測結果の出力を基本

とし、本市の状況に則して適宜補完処理等を行うものとする。

(2) 想定地震の設定

本業務の想定地震は、千葉県が現在実施中である「千葉県調査」及び本市が実施した「アセス調査」の結果や成果を参考とし、最新の知見と地域社会に関する最新データに基づき設定する。

- ① 佐倉市直下の地震 (Mw 7. 3)
- ② 千葉県北西部直下の地震 (Mw 7. 3)
- ③ 東京湾北部地震
- ④ 房総半島東方沖の地震
- ⑤ 内閣府による首都直下地震のうち、本市に最も影響を及ぼす恐れのある地震

※②～⑤については、発注者と協議の上、決定する。

(3) 地震被害の予測

- ①被害想定データの整理
- ②地震動予測計算
- ③液状化危険度
- ④急傾斜地崩壊危険度予測
- ⑤建物被害予測
- ⑥地震火災による被害予測
- ⑦人的被害予測
- ⑧ライフライン被害予測
- ⑨交通施設被害予測
- ⑩生活支障等の予測
- ⑪災害廃棄物予測
- ⑫減災効果の算定
- ⑬地震災害シナリオの作成

(4) 風水害被害想定

本市に影響を及ぼす恐れのある河川として、国及び県が公表している想定最大規模降雨による浸水想定区域における被害について、当該区域内の建物棟数や居住人口等を踏まえ、建物被害及び人的被害調査を行うものとする。

当該調査は、浸水継続時間を踏まえて行うとともに、床下及び床上浸水の区分、洪水時の避難対象地区、避難人口及び世帯、要配慮者、要支

援者施設、水害廃棄物等について行い取りまとめる。

また、指定避難所等の浸水状況等を鑑み、避難者数と地区ごとの避難所収容可能人数の比較を行い、収容人数の過不足の評価を行うものとする。

なお、上記の想定に当たっては、令和元年房総半島台風、東日本台風等、過去に発生した被害事例や、関連した国・県等の指針等を十分に考慮し、発生しうる事象等を詳細に検討するものとする。

6 防災カルテの作成

(1) 地区別防災カルテの作成

- ①地区の概況
- ②該当町丁名
- ③人口概況
- ④防災関連機関等
- ⑤地区別防災アセスメント調査結果

(2) 防災上の課題

地区別防災アセスメント調査の結果及び地区特性から、地区別に防災上の課題を把握して記載する。

7 地域防災計画の改訂

(1) 資料の収集、整理

国や千葉県における災害に対する上位計画及び本市の関連計画、近年の災害教訓資料、本業務で実施するアセス調査結果及び使用した各種データ等について収集、整理するものとする。

(2) 地域防災計画の改訂における課題の整理

現行計画において、国の防災基本計画や千葉県地域防災計画等との不整合や記述の過不足の確認、近年の災害教訓や他自治体における先進事例等を取りまとめ、計画改訂における課題を整理する。

(3) 地域防災計画（素案）の作成

「(2)」で整理した課題を踏まえ、国や県の上位計画や関係法令・通知等との整合性を確保しながら、地域防災計画（素案）を作成する。

(4) 地域防災計画（改訂案）の作成

地域防災計画（素案）について庁内、防災会議等の意見を踏まえ修正し、地域防災計画（改訂案）を作成する。

8 納品場所

本業務成果品の納品場所は、佐倉市役所危機管理課とする。

9 成果品

本業務により納品される成果品は以下のとおりとする。なお、数量については、契約候補者となった者との協議により確定する。

番号	成果品	数量
	防災アセスメント調査報告書	部
	地区別防災カルテ	部
	地域防災計画	部
	業務報告書	部
	その他、発注者が必要と認めたもの	部
	上記に関する各種データ（Shape形式のGISデータ等含む）	一式